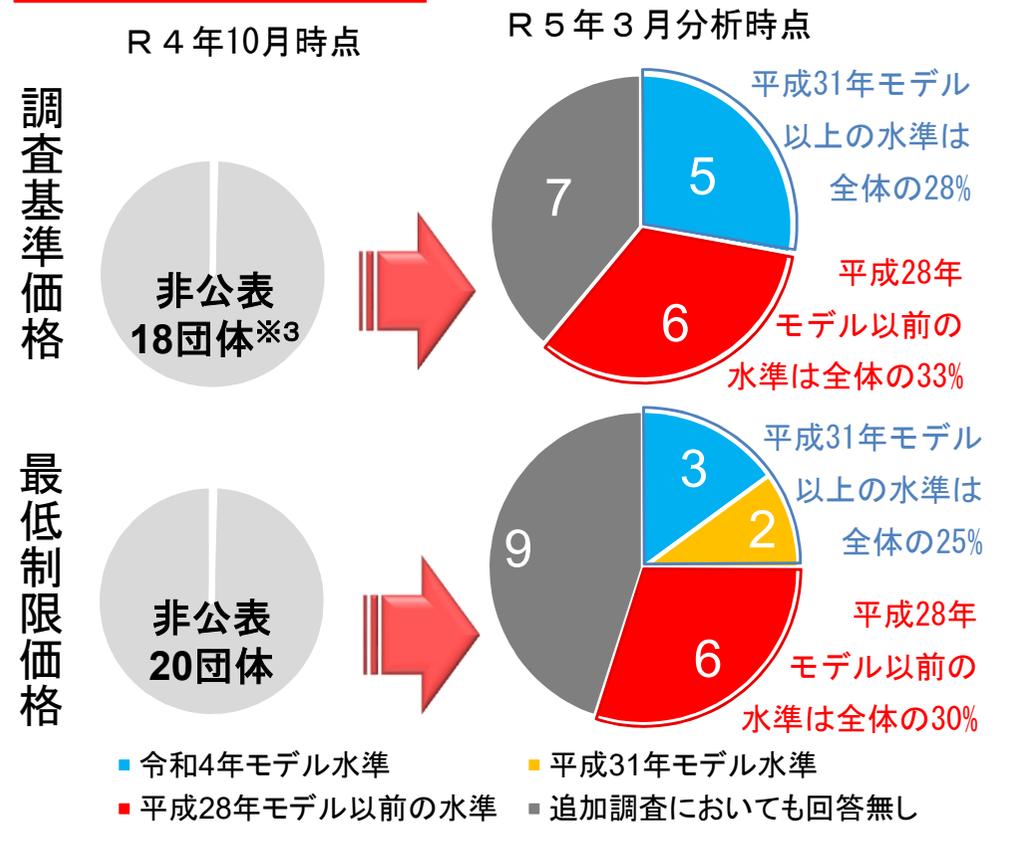


【調査・分析】地方公共団体の調査基準価格等の算定式の水準(水準が不明確な団体)

- 調査基準価格（最低制限価格）の算定式について、非公表にしている又は独自基準等を採用しているため、その水準が不明確だった団体のうち、人口10万人以上※1の計73団体※2について追加の調査・分析を実施
- 水準が不明確だった団体の中には、調査基準価格等が低い価格で算定される古い中央公契連モデル※3の水準にとどまる団体が見受けられ、特に算定式を非公表としている団体ではダンピング対策が遅れている可能性がある

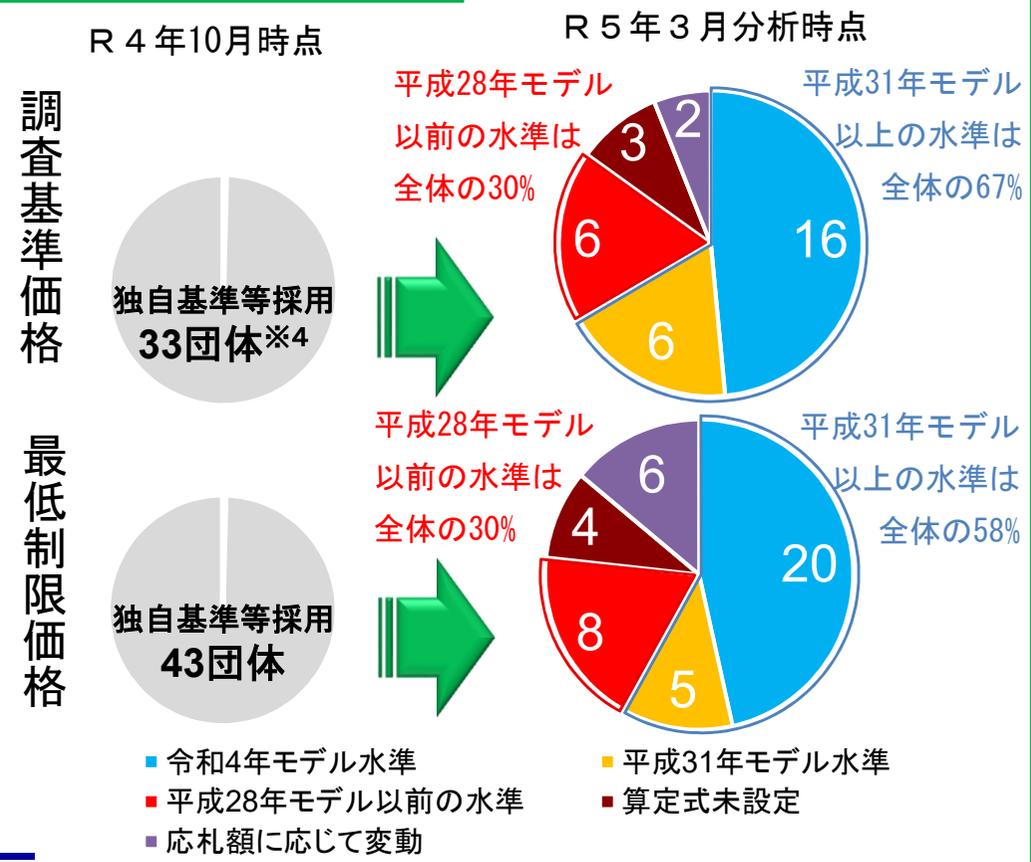
※1: 令和2年国勢調査ベース ※2: 調査基準価格又は最低制限価格の算定式の少なくとも一方の水準が不明確な団体の数 ※3: 調査基準価格の算定に使う標準的なモデル。最新の改定は令和4年3月

算定式非公表の団体



※3: 追加調査の回答において「非公表」と回答のあった独自基準等採用の1団体を含む

独自基準等採用の団体



※4: 追加調査の回答において非公表と回答のあった独自基準等採用の1団体を除く

73団体中18団体※5では、調査基準価格又は最低制限価格の算定式が平成28年モデル以前の水準にあることが判明  
平成28年モデル以前の水準の団体や追加調査で回答が得られなかった団体を対象に、今後個別にヒアリング等を実施

※5: 調査基準価格又は最低制限価格の算定式の少なくとも一方の水準が平成28年モデル以前の団体数